

入 札 公 告

次のとおり一般競争に付します。

令和5年2月10日

経理責任者

独立行政法人 国立病院機構

茨城東病院長 齋藤 武文

(押 印 省 略)

1 調達内容

(1) 役務案件及び数量

令和4年度消防設備点検（総合点検） 一式

(2) 役務内容

消防法施工規則の規定に基づく点検業務

(3) 調達案件の仕様等

一般競争入札説明書及び茨城東病院仕様書による。

(4) 履行期限

令和5年4月30日

(5) 実施施設

独立行政法人国立病院機構茨城東病院

(6) 入札方法

入札金額は、消防法施行規則の規定に基づく消防設備点検の費用を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額10%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）

第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補佐人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の B、C 又は D の等級に格付され、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 配置予定の技術者は、ニッタン製の火災受信機を保守できる第 1 種火災報知システム専門技術者の資格を有する者であること。
- (5) 緊急時の出動要請から当該箇所まで、終日 60 分以内に到着できる者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条 3 号に規定する者でないこと。
- (7) 入札資料の提出期間、場所及び方法
令和 5 年 2 月 10 日から令和 5 年 2 月 28 日（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日 8 時 30 分から 17 時 00 分まで）までに 3 の（1）の部署に持参すること。（資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、当該経理責任者による競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできない。また、提出された資料は返却されない。）

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の交付場所及び問い合わせ先
〒 319 - 1113 茨城県那珂郡東海村照沼 8 2 5
独立行政法人国立病院機構茨城東病院事務部企画課
電話 0 2 9 - 2 8 2 - 1 1 5 1 内線 2 1 2 7
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
令和 5 年 2 月 10 日から令和 5 年 2 月 28 日（土曜日、日曜日を除く毎日 8 時 30 分から 17 時 00 分まで）まで（1）の場所にて交付する。
- (3) 入札書の受領期限
令和 5 年 2 月 28 日 9 時 00 分までに持参すること。
（ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、令和 5 年 2 月 27 日 17 時 00 分までに（1）の部署に必着すること。）
- (4) 開札の日時及び場所
令和 5 年 2 月 28 日 10 時 00 分 大会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した資格申請書及び第1種の資格を有することを示す書類等（第1種火災報知システム専門技術者の写し）、並びに入札書を受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び資料に虚偽の記載をした者の入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

契約する事項に関する仕様書に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付すものとする。ただし、第1順位の交渉権者（以下「第1交渉権者」という。）の入札価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められる時、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格を持って入札した者をその契約の第1交渉権者とすることがある。

契約の第1交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始の翌日までに契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

(7) 詳細は、入札説明書による。